

投資信託取引規定集変更一覧

1. 未成年者口座および課税未成年者口座取引規定

改定前	改定後	改定事由
<p>9. (未成年者口座および課税未成年者口座の廃止) 第7条もしくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由または災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該未成年者口座および当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座を廃止いたします。</p> <p>(新設)</p>	<p>9. (未成年者口座および課税未成年者口座の廃止) (1) 第7条もしくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由または災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該未成年者口座および当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座を廃止いたします。</p> <p>(2) 次に掲げるいずれか遅い日において未成年者口座を開設している場合には、当該未成年者口座及び当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座を廃止いたします。</p> <p>① 非課税管理勘定に係る年分のうち最も新しい年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日の翌日 ② お客様がその年の1月1日において18歳である年の1月1日 ③ 2026年1月1日</p>	ジュニア NISA 口座 みなし廃止 による

<p>18. (未成年者口座および課税未成年者口座の廃止)</p> <p>第 16 条もしくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由または災害等事由による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該課税未成年者口座および当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。</p> <p>(新設)</p>	<p>18. (未成年者口座および課税未成年者口座の廃止)</p> <p>(1) 第 16 条もしくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由または災害等事由による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該課税未成年者口座および当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。</p> <p>(2) 次に掲げるいずれか遅い日において未成年者口座を開設している場合には、当該課税未成年者口座及び当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。</p> <p>① 非課税管理勘定に係る年分のうち最も新しい年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の 1 月 1 日から 5 年を経過する日の翌日</p> <p>② お客様がその年の 1 月 1 日において 18 歳である年の 1 月 1 日</p> <p>③ 2026 年 1 月 1 日</p>	<p>ジ ュ ニ ア NISA 口座 みなし廃止 による</p>
<p>28. (本契約の解除)</p> <p>次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。</p> <p>① お客様または法定代理人から法第 37 条の 14 の 2 第 20 項に定める「未成年者口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日</p> <p>② 法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 2 号トに規定する未成年者口座等廃止事由または同項第 6 号ホに規定する課税未成年者口座等廃止事由が生じた場合 <u>法第 37 条の 14 の 2 第 20 項の規定</u>によりお客様が「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日</p> <p>(新設)</p>	<p>28. (本契約の解除)</p> <p>次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。</p> <p>① お客様または法定代理人から法第 37 条の 14 の 2 第 20 項に定める「未成年者口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日</p> <p>② 法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 2 号トに規定する未成年者口座等廃止事由または同項第 6 号ホに規定する課税未成年者口座等廃止事由が生じた場合 <u>法第 37 条の 14 の 2 第 20 項第 1 号</u>の規定によりお客様が「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日</p> <p>③ <u>第 18 条第 2 項に掲げる日</u>において未成年者口座を開設している場合 租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 20 項第 2 号の規定によりお客様が「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日</p>	<p>ジ ュ ニ ア NISA 口座 みなし廃止 による</p>

<p>③ 租税特別措置法施行令第 25 条の 8 第 30 項に定める「未成年者出国届出書」の提出があった場合 出国日</p> <p>④ お客様が出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合（お客様が出国の日の前日までに第 12 条の出国移管依頼書を提出して、基準年の 1 月 1 日前に出国した場合を除きます。） <u>法第 37 条の 14 の 2 第 20 項</u>の規定により「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日）</p> <p>⑤ お客様が出国の日の前日までに第 12 条の出国移管依頼書を提出して出国したが、その年の 1 月 1 日においてお客様が 18 歳である年の前年 12 月 31 日までに「未成年者帰国届出書」を提出しなかった場合 その年の 1 月 1 日においてお客様が 18 歳である年の前年 12 月 31 日の翌日</p> <p>⑥ お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第 25 条の 8 第 20 項で準用する租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 5 に定める「未成年者口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 本契約により未成年者口座を開設されたお客様が死亡した日</p> <p>⑦ お客様がこの規定の変更に同意されないとき 当行の定める日</p>	<p>④ 租税特別措置法施行令第 25 条の 8 第 30 項に定める「未成年者出国届出書」の提出があった場合 出国日</p> <p>⑤ お客様が出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合（お客様が出国の日の前日までに第 12 条の出国移管依頼書を提出して、基準年の 1 月 1 日前に出国した場合を除きます。） 法第 37 条の 14 の 2 第 20 項第 1 号の規定により「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日）</p> <p>⑥ お客様が出国の日の前日までに第 12 条の出国移管依頼書を提出して出国したが、その年の 1 月 1 日においてお客様が 18 歳である年の前年 12 月 31 日までに「未成年者帰国届出書」を提出しなかった場合 その年の 1 月 1 日においてお客様が 18 歳である年の前年 12 月 31 日の翌日</p> <p>⑦ お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第 25 条の 8 第 20 項で準用する租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 5 に定める「未成年者口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 本契約により未成年者口座を開設されたお客様が死亡した日</p> <p>⑧ お客様がこの規定の変更に同意されないとき 当行の定める日</p>	
--	---	--